

【公募施設の選定結果の公表内容について】

山梨県立富士北麓駐車場指定管理者の候補者について

山梨県立富士北麓駐車場の指定管理者の候補者については、山梨県立富士北麓駐車場指定管理候補者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立富士北麓駐車場
2 指定の期間	令和5年4月1日～令和9年3月31日
3 応募団体	富士観光開発株式会社
4 指定管理者の候補者	名称：富士観光開発株式会社 住所：山梨県南都留郡鳴沢村字富士山8545-6
5 候補者の選定理由	(1) 選定理由・講評等 候補者からの提案は、施設の設置及び管理条例の目的や、県が示した管理運営方針の基準に合致しており、施設の適切な管理運営が可能であるものと認められる。 また、これまで多くの指定管理施設を管理・運営してきた実績や、施設管理の実施体制が適切に組み立てられていること、緊急時の体制として噴火についての防災応急計画書も備えている点や、定期的に事故訓練や災害訓練を実施する点も評価された。 (2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり
6 指定管理者選定委員会の概要	(1) 委員会の構成 委員長：公益財団法人 山梨総合研究所 専務理事 村田 俊也 委員：株式会社 合力 代表取締役 近藤 光一 委員：合同会社 斉藤コンサルタント事務所 中小企業診断士 斉藤 竜 委員：あいせ税理士法人 公認会計士 山口 由美子 委員：山梨県観光文化部 主幹 吉野 一郎 (2) 審査日時 第1回：令和4年4月22日 概要 募集要項、審査基準の決定 第2回：令和4年9月13日 概要 応募団体の評価、指定管理候補者の選定

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	富士観光開発（株）
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	・管理運営にあたっての基本方針	5	3. 2 5
	・収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	5	2. 5
2 事業計画の内容が、北麓駐車場の効用を發揮することができるものであること	・観光情報の充実 ・施設のPR ・サービス向上のための取組	1 0	6. 5
	・施設の利用促進	1 0	6. 5
	・地域貢献による事業効果	3	1. 8
	・市町村との連携による事業効果	2	1. 3
	・施設運営の課題に対する事業効果	5	3. 2 5
3 事業計画の内容が、施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	・施設管理の実施体制 ・業務の再委託	1 0	7. 5
	・マイカー規制専用駐車場の運営	5	3. 2 5
	・緊急時の体制 ・諸規程の整備又は方針 ・個人情報保護情報公開	5	3. 7 5
4 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	・施設管理の実施体制	5	3. 5
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	5	5
5 管理運営にかかる経費	・施設の管理運営に係る経費の内容	3 0	3 0
合 計		1 0 0	7 8. 1

○提案価格〔4か年〕

候補者：富士観光開発株式会社

1 2 7, 2 1 5 千円

(参考：4か年の平均31, 804千円)

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。